落穗集 十二

内閣文庫
番號 和 16383
冊數 22(11)
函號 170 76

内閣文庫
日本政府図書
浅草文庫
内閣文庫

一御陣之節何大名方も御目付之衆として人々ハ
ハ奥平藤兵衛ニ付中納言秀秋の兵検使ニ奥平
被差添候処秀秋裏切之儀被申達候方大
谷平塚戸田か陣へ押懸候ニ付御人数ニ而銃前取敷
返事まてもなく家老共を度々差来り候て敵
之致此義之被差候へとも秀秋ハ銃ニ而
千本ニ而差遣し候ニ付御使ニ逢し候段の義ニ
御座候得共御請申上候ニ付処ニ秀秋
之事ニ付奥平藤兵衛家老共の者ニ而候て当方之内ニて
三百人の仕置を被申付候

一　十四日夜ニ入テ先手大将安芸宰相広家ハ大垣の城中ゟ
南宮山へ陣取りし毛利宰相秀元の陣へ一戦
秀元へ申けるハ大垣ニ移りて秀家ニ談しけれハ元の幕
ハ広家を先勢として南宮山ニ陣せしめ扨又先勢
庭中陣へ勝とおもふ事ありて内府の先陣をちかへ
内府の旗本へ無二一戦あるへき由申談しけれとも
両中入ハ[illegible]広家ハ不得心ニ付中進しかたきニ付
秀元も広家へ向ひ談しけれハ毛利家の若輩の事ゆへ
輝元名代として出陣ハ[illegible]いかゝしけれハ秀家
と[illegible]の事ニ随へ不得心ニて[illegible]不付候

一　安国寺秀家并宇喜多中納言と一戦ニて内府方へ被
け申して談しけれハ広家ハ側ニ有て[illegible]方へ
向ひ宰相殿も[illegible]の[illegible]ニ[illegible]て[illegible]
[illegible]合戦[illegible]の[illegible]近江路[illegible]遠ひ[illegible]
[illegible]二手ニ秀家[illegible]の[illegible]不[illegible]
[illegible]ハ同心[illegible]ニ[illegible]も[illegible]
[illegible]ハ[illegible]安国寺ニ向ひ秀家[illegible]
[illegible]毛利[illegible]秀元の[illegible]
南宮山の人々[illegible]秀元ニ秀家[illegible]
と遠[illegible]申けれハ[illegible]

みかくしつゝおかれけるを後ハ再ひ浪人となりけるを
其入江と云者か相かゝり秀元ニハ京門等と示し
給ひ関東へ一味を致さんとせしを老臣とも推量
候しと云ハ只今ハ家来に入用也
一 筑前中納言秀秋伏見城攻の節ハ逆徒一味なり
しかれとも勝負ハおり津の御攻の刻秀秋たんちう
とハ宗攻毛利勢の後軍勝からく一列出しけれとも
万端長身大谷刑部少輔ハ近年よりいさゝかもよからぬ由ニ付
秀秋と申の処ニりしとも之処ニ味方を示し候
而ゆへ能其身の事ニて逆徒と一味したる事也

実ニ無是非事ニ至りし承引なし其後秀秋ハ勢を率ひ
秀秋ハとかくの事ニ付秀秋ハ病気ニよりて勝負
よりハ近江へ引別れ候て佐和山へ帰りて宿陣ニ逢ふ石田
三成か何へ参りて秀秋ハ大谷か家人へ申含候ハ又大谷か子
ゆへ其上攻ましく秋の中ハ大事に及ひ候事
ハ只今ニ如何ニ相定りて家来の者ハ処々に分り候の
義の出来しける故浮説なる義ともハ候事
とも其子細ニ在る所なとハ先元ニ候へハ無是非
あたりの逆ニ毛利秀元ハ事ニ出人数を揃へ候
陣の城へハ不向自身ハ不出候とハ中納言

秀秋も人数を引わかちて一軍丸山に陣を
取りて死殺とくみしてハ不付我よく迎へよとの事に謀を
申あはせおのく一味の沙汰おわの通り播州の子細を承
給ひて大谷刑部のけちに下知をうけ陣にとゞまりて候ハ
秀秋ハ正にはゝかりある強敵なれ共東軍を存せし
謀して大に調て申候之に秀秋の事ハ一向不用
出陣ともにこそ申ても云ふ又勝之則も候也
一万余騎の大軍と云とも又強家仕入之の大将
たる秋軍等を存也ハ何秀秋別に申て候ハ
大さわにて候ものゝ邪魔と申ものにて候也

今は此勢にて西へ人をもつて申越して候ハゞ何ともなる
東方よりも誘の一通をも申来りたりと云ことに付
西人ハ一段と称の我にて大谷と平塚因幡守
両人を相ひ遣の事秀秋が陣所へ来事
ありしと申来り之平塚因幡守又は秀秋
宿陣へ来り其ゝ西陣より人数を出すに付
人数を段々に備笹尾其の石秀
秋ハ其所に西陣の之申付候也之に西人
之陣の備之人数分ニ陣取て其所相備
手付平山の仕合よく乱合

御両殿中にも宰相は御分の義を申けれは、いかにも其儀
ありといへとも是又彼是分別の上にて様体次第心得候へ
安国寺とも左様の事もとより存たる事に候
扨宰相中にも是又たゝしく中納言秀秋申さるゝは安国寺申候所尤に候
彼是心得候ていかにも掛御目候へく候由にて氣分
御尋ありし所秀秋の御内の義御申入の義候由
謀略の事にて申さるゝ間安国寺の義能々心得
用る事も候はゝ御返事に及ふへく候御尋の義申入候
安国寺殿は御分別の上にていかやうにも御返事
八郎殿ともかくも此ふうの上にて人々あるへき事也

其後三成大谷なとも会合して其上の趣を安国寺殿へ
申候へは安国寺申さるゝは刑部少輔御事は兼而秀秋
方へ御懇意のよしにて其許へ御内談有へきとて秀秋
聴拂我等ともに三成の御意を得へきよし事にて存知候へ
安国寺とも彼是の御内の趣秀秋へ申しける
大谷刑部少輔は我等か申候事は一段懇意の中にて候は曽根に頼
入候秀秋義も三成にも病気の様子ありて其上
内府の陣へ御内通しもや安国寺申あけれ
小早川は御内意にて候一向に申しけれは中々に
是非なく候只今迄は日本の事に付宰相殿へ御安堵

并も秀秋ハ座席ニ而是之との一ッニ而今度一戦
の刻ニ思召之御さ有之ニ而ハ中納言殿并ニ
所人と違ひ侍人の城攻今度の戦功あ殿の心ざし
の義ハ上方殺相違ニ而下置之当方安人と悪く
申候ハ安国寺存様の存とも存義を取組
申出とハ大谷形部と申もの事ハ一順の方角ニ而安依
ハ行ハ筑前守殿の事ニ而取ても相手とも被成
事ニハ様平岡安国寺存ニ而合点いてし御為ハ相
孫申事ニハ大谷候相談之由
右の一役を附代の事を書記し也云ゝ貴人ハ

然ハ平岡石見守安人之先陣へ致秀秋對
面の為安社ニ致ハ被成ハ安人取組申候相違
下されとて平岡ハ下され秀秋相当として對面
被申候てしのゝ御達ニ貴人かたへ承
何とて様ニ而ハ其之何とも下さ被申遣
是貴人の為大谷方へ安人とも同様仰遣
一 十四日かた中ニ而被入黒田長政より毛利方へ
[illegible]
[illegible]
人数ハ[illegible]

まへ付る白水ハ陣屋の大勢がゆるみをまきらけ存たるか
がん経私意并付てハ武三方ゟ立て人々見合し申上
しへいじ史人々をきゝ也女の仰出るくたれとも不審之
ことにて御出馬ハ宗勤の上面々意勤弁して御出座十万
よりも覚ハ従よとの大勢と覚ゆ申ことある義なれども
御家御分の兵中に去てもと白水が申上たてよき遠らる
しる猶もとて二十餘年その御家中よ郷土の其先を
十万寄りて見積りてよと方ハ武三方より聞出
ひとすぢに仰わたし白水大事の申上ければ
惣人数の義に十二万ともてならしそよと申すよ

家中の合戦にも及ばずとて一万人の兵を見分の大勢と申ハ
二三万よりも多かる事申聞ゆへし猶仰中付たる所通り申候と
申出てし毛利中納言秀秋猶伯坂殿中の面々
御遠通中立之と見ゐる白水が申上所を見し己白前に申訳
一服も不織ずしてハ御家中も立之不候顔こそ白水よ
随ひけるとても猶従付御例元の分にて大鱼に仰を
此役して折ふしそ御申付さる白水へ其元仰へ度候に
白水ハ一圓とハ存せず只御家の器擅よ縁にもと
存ぜず又一寸はたる不残仕立て御陣所へ仕出不
臨申候てあの者が申合にて御きもの事と申仰に付

御制疏の中ニ毛利と申ハ如此と記すと云ふハ如く
或者の申せし毛利と云ニハ非ず此當國の中ニ毛利
と云所ニ於て天下はなる御と致し来り毛利と名
乗りし也郷の事ハ當年中村黒田之郷村ニ之れ
此まての義まで也さて右其後ハ彼所ニ於て元之
寄附なる也事なりとて勅使ニて感じ奉り候之
毛利由なる由者ハ西京ニ在まで鎮座國
毛利とか下りの於て大江なる御捕ニ付後
毛利と名ニ家臣黒田を致しまで高麗ニ於て
毛利衛士之在候中ハ毛利臣下を在家臣

一 十四日様ハ京ニ於て御方より御一戦の刻惣軍勢を相加
方より八山の麓を麓の山を越候て上れ候て山の麓
麓を下りて先陣は此時又惣軍勢と申なり先手
是より甲斐の国を打破りて廿日に構に出陣
節とも見ゆる

一 十四日夜ハ中ニ此とて御候とて出陣ニ付構へ
御当ニ於て主在て陣を在て御出候て先手の
中々ニ付名ニ来る人ハ敵陣の山ニ於て構へ
る筈也ニ出陣ニ於て御出候て是より
其節ニてハ所謂夜の御陣ニ申押寄せ候て敵を

とねころしけるところに、さて五郎左衛門か秋田城之介の陣によ
ふ。さても、ねかはくは平右衛門か申付たる所を、性充にはかの国へ立
ゆかれ候へ。今は此所を見とけ申て、見苦にそなへる首をさけて、治
国にかけ候つる、敵の無言の首を、敵一級ツヽ二百二十六ありと
初めにて、あらはしまゐらせ、定而かゝり申候と也
一 大山の城亮方、平塚因幡、戸田武蔵守、両人同道にて大谷
刑部少輔陣所へ来りて申けるは、所々の口手組々秀秋
方の人足と飯多之義し、松尾山の手に口手合も
道と存しも此て、此時見方へ与力、無勢にて松尾山へ
引とり陣を取たる事申けれは、武義へ其陣を申之

要害を存する事ハ人数はあまた候へとも、いつれも存分あらは大谷
刑部少輔て秀秋か陣へ参り義をたて一稿にて来り、大垣城中に
ても不忠無所存の返答を申付、両人へ申ありさまにハ、軍に
ては秀秋義ハ内府へ申給はゝ、如何様にも推量仕候細ハ
無是非次第にて、刑部少輔早く秀秋を攻たまへとの儀也
新中方へ事を先にして申付諸所の義申ことさたまらぬ之
ところ必定とみて、義を隠し、気分しかと申も彼所に致さる
世表へ出勢あるまし、其上は先陣のうち、平塚は其所を彼
あらたに物かたりけれは、両人たか申所へハ、平塚先陣に
能て存知なすへきと申ふ所に、比中へ使か両人方々へ要害を

云之候事にしかれハ通り秀秋義ハ不覚悟者にて何の役を
一言も却て敵人数の事にしてハ何とも合戦本にならり
裏切りなとも致して八無体方なとゝ云れけれ共此
大切の事なれハ我等方え度々人秀秋の陣所へ遣し
秀秋対面致し申されて右度々人ハよ掛合申し
下りハ秀秋ハ仲作病を構へ対面なく一説ニ於て度取
元なと我等度人申来り中にて下りなく候得共右
なれ共我等ハ三ヶ後備場よ出し候間我等も申来と度
扨又人ハよう家来なれ世評なと承り内心を窺ひ候て
秀秋義ハ秀秋云への不忠の者なと云触しなと

其之義を存知たる者ともハ不審して安人の身に覚
仕度事者中納言殿一両ニ入り大谷殿れ大坂まて
感し安國寺ハ傾城秀秋ハ安中忍ひもせよとの事たる
者共我等よ〻致し候の儀をとも申来候共左様ニ不存
事に候証拠とく思量ありまし其の口上候以前之
其より手堅く内事人々秀秋松尾山へ在陣しけれハ秀秋
申ハ病気と称して其合戦半ハ安家部元家
ハ今日の事に候得とも近りの為我等安人共に合戦
申しの義を止めに安人共よもしとも申すまかりとし而
秘ゆり大谷刑部へ申す方の陣営を渡り秀秋か陣取

逆心之子細ハ被存候ニ是ハ味方後の立乱りたるよし申さ
合戦の半なりしかれハ大谷か手の者云語道断ニ
世話のよしなく志ある者ハ後立いたしけれハ湯浅又助
ともかゝる所ニ大方義ハ後の勢ハ功杉尾山陣より打かゝる
籠衆中一網ニ云後合戦にてかゝれ候ニ甲ニ覆勢功
かゝる程ニ氣を〆てたゝえ間こそ遣さんに打出杉本
小川土佐守かため常ニ信し掛様ニ秀秋か先立
家ニて一戦して討死仕候ニ朽木河内守平塚因幡か
一河中押寄せ籠ニ軍を切崩し下事にて大刀ハ
脇坂か使ハ然りし太刀の迹中ニ盛し敵又ハ脇坂ハ兼て関

一 東へ内通申ニ付て秀秋家中之者先として合戦始元
大刀打仕候て湯浅に向ひ大谷刑部少輔も討死
刑部少輔か首を取て同事に同湯浅逆寸
拾つ者有しを元申ニ合せ遁合ニ付御申ス元
其のよし秀秋方へ乗込右の迄申ニ付又助
元定ハ戸田武蔵守ハ一偏ニ大学
山城守今度のちきつかいの者ニ付て掛之掫
一 又木下備中守も同し関東へ内通し因
福嶋か者のかけハ割ヲ打之ニ分散ニて之
右之秀秋のてゝにハ内通無事

うりとりとくことの外錢を給て金錢を給り御出て下合文合点
致させ候へとも御承引なかりけりと也又一味同心相極之
一十六日細川勢山名方へ寄進て道相延けるに寄ける
と判南方山の方ヘ攻寄の處ニ勢多忠掛向候処
あけ山の手ニ寄る所に寄てけるに[illegible]原に忠掛
兼り京門の陣方ニ寄て給ニ[illegible]と押[illegible]合
錢前道行して先利の人数を[illegible]たり
中御も[illegible]人へ申出の[illegible]出田[illegible]と掛メ押寄
とて又寄て[illegible]の[illegible]も
[illegible]

一十六日細川勢の三方へ挑戦て[illegible]
よりて後[illegible]東[illegible]井[illegible]三騎連れ
まで[illegible]人[illegible]ニ[illegible]寄て
[illegible]小三所[illegible]乾[illegible]西人金[illegible]物見人ニ
来り[illegible]中[illegible]合[illegible]人[illegible]掛[illegible]
[illegible]井
西人を[illegible]二[illegible]馬[illegible]
[illegible]細[illegible]正則の軍[illegible]祖父[illegible]
[illegible]中ヘ馬[illegible]物見人[illegible]ニ[illegible]
[illegible]自然の御[illegible]事[illegible]

外義をも立候し事ゆへかゝる大事を構て申に付及言上

且又道殿下の御狂文以義に及井兼をも安堵の沙

床札判ハ而跡し敵の掃狂をも申て座に猿沢

井戸ニ福勝の義より人殺して山より門まで色々之彼

場にて人乳ニ而殺しゆへ而へハ都東府年中陣の

前門通殿下しが殺さる人殺しを門前より是又ハ伊賀の

事ニ而てかゝる之しと御申之これハ法華寺の義も一入安し

先此の義ニ而て是へ参る此由を申上而てへ人なまじ庭

のようにと云置候ども当流さへよ御さんぬ掃除ハ申せども

一 左候て付法華寺ニ而てハ福勝が陣取の馬雲と見り

搦りてぞ沙汰ありける中にハ南都より仏法之儀に付て是

三同シ事なれとも安かりしと存候へハ申て御狂言ニ及ぶ

ゆへ此御方ニ寄存候て御かゝり候て之弥狂言之

大の法華寺へ殺害の場殺にて之是ハ小南都ゟ

御存知の狂言之役者に而狂て是も正判ハ当座狂

言にて可有之又狂言之狂文以来ハ自是又も弥有て

かくして殺さるゝ場にて御狂言之事の御陣ハ後

法華寺義も一向御狂言ハ右殺害ニ山寺狂言ニ付て

左候て判当院以後に而一番ハ書山ゟ見て

役者役し御弁事にてとく

一十七日早朝より細川忠興・加藤嘉明両人相談
内府の御前へ参、南宮文山ニ押而申上
同じ夜昨日より被仰候ハゞ此間早く治部少輔
すゝめあつまり候の旨ふ承り申候と是之忠興
乃両人諸将并嘉明の家人共迄参候所
符之候者の両人同より申候ハゞ候の趣承り候迄
依(?)後より来りし者ハ速ニ忠(?)仕ニ治部少義ハ委(?)
あつまりしに近申候ハゞ忠興被申よりあるべ
内府の御前ニ参り内より治部少ハ死致し
殊にわれ事ゟ申より候ニ而腹を召候由申越

様中之様子ニ而右之者共申談候ハゞ不合候様ニ存候
申候と存て此段申候処ニ申付候ハゞ急ニ参ル様ニ
家康へ申治部少申付候ニ付延引よりの山并九宗和ニ
被て并伊豆守殿へも参之段申合ニて有之候
治部少ハ家康の御前の衆へ申細々承り候而
内府の御前ニ而被仰ニ付両人之申越ニて候
申候様文書并御判之の趣ニ而ニ而申上ニ付而治部少達而
両両人完候而より候得ハ南宮文山迄被
内府へ通て家康ハ忠興様子被申候得ハ御申候
との儀其段ニ而ハ致候者ハ候而気色あつまり候

数代の筆にも書尽しかたき事に付而人々耳目を驚かし候事共也
候すへく　内府公の御為を存し候人々御感の事
也追而書之候ことし
一　下野国桃井より関東衆并沼津を責落
井伊直政の勢を率して其方へ押寄候
本多中務佐結城秀康と一手に成て
結城の者ともの方へ人数を遣し候て
押よせて小山にて結城秀康卿を始め
まの家来への申合さるゝ事ともの
来りけるは合戦の事

も此方よりして御申越候処に大あつかひ
有り本多殿付候てかの人々成候へは
殿しかしなから小山の郷に付
其儀にて候は小山其の陣に
とも申ける所々出張の事も
皆御意の御気遣にて申付小山にて秀康卿の方へ
古之衆は申請の事とも有之
下野国押寄候て陣取候
沢より石橋と成て大山の城の加勢
関東の衆直政と共に押寄候

ありけて不案内なれは両人の中へ尋ねき承り入置申此
義ハ　内府公の御前にて忠義を尽し相望
しては不叶人とおもひ候へ共御先之由ニ依て輝政ニおゐて
申聞候を尚以内府公の命ありて先へ罷出御宥ニ付
家康ハ中務殿と一所ニ而て乗る其の先手は輝政に向ひ事
出入有て輝政申候先へ罷越福島正則の後陣を
可仰越とて内府公之正則の是は所以合殿ニ立
池田之先ニ而馬より飛下り論議を持て今日先
手ハ福島馬を進すへ候仰ニハ左候之ハ先陣に入りすへしかと
輝政を被り申して先へ罷越候さる上て柳ハ立れ輝政

義申候ハ東ハ井伊兵部殿先陣に候あひ儀ハ左様に見えて
急度被申候　内府公御前に付て先陣に輝政を
遣へ尚有りまして候へは左様になり正則に兼而か無念なる
所存あり今日分ニハ御通り候由を申て是へ遣し然る事ハ無遠慮に
申事不及是非御前にて手勢の先陣を仕らんと申ハ大
将右衛門にて熟談の任を申付御手前との事にて陣所
十分に尊く候て供奉に候と申候遂に家康公も先陣を申と
正則ハ其儀不審に存候は先のに其通りに申候由を申候
家康公中にも先之事を申さて先陣へ遣わし候之
一十五日辰の刻ニ関ヶ原へ押寄候て柳ヶ瀬ニ立籠り

一 去程三成ハ来りて合戦せんとハ御勢を引まとめ大垣に

是ハ敵方の謀を見て御中ニて御旗の先手の勢を

押わりて[illegible]事もなく候ハんに三成ハ大垣の

方へ退り候ふが二度出張して茂る中にも[illegible]是ハ

三成ハ独言中ニ見て合戦を候ハ福島正則

黒田長政が先手ハ小早川が勢を勝ち早

くも御旗本へ[illegible]を送り由にて関ヶ原

表へ御旗を押よせ給ふ先手部隊[illegible]合

戦ハ鉄砲を放し候ふ間此の者ども捨て忠志

なき者ハ此より[illegible]子[illegible]御旗本へ

扨其御旗本ハ一戦にて[illegible]御旗本の

先手の勢の者共[illegible]福島正則が

責れよとの事にて合戦初りける

石田方の藤堂の勢にて[illegible]

浅井同様[illegible]

[illegible]

おし関ヶ原の合戦の初御旗本にて先陣の

勢とも[illegible]一戦[illegible]

[illegible]

乃[illegible]関ヶ原表へ御陣

ときに参らせ候ところに御徳府と弟まゝし於きたれば候へ
御とて也詠中にて左り手遍て詠めて頭の側へ
東方府を作中に入れ候へば中にも御旗を持ち貞氏着
被しとらる處無筆国の歌を三首揚げ申し候扨こそ
あるべき御頼しける時にも主君へも有る也
御中付御免下さるべき合点にて且申す別によりかなど
さらに其後は貞氏の君仕とまゝらする国の歌より
中比禅の縁波はそれとも縁によりおもき之へ申しは之一首を
此歌を大方には総ひ申しは三度までの歌を式部へ
おほでつらねては皆人候り申しは伊之三度まで行は私か

とは御好同照申し候へは国の歌を揚げ申され候此は清
筆の中にはこれ細合銭御免の元九被遊まゝ
にて謡などもいで申し候氏元は今は在所まで参る
と仰候へは小手取申し候はば御かげにて下されし元の中
まで是も二三番もいて申し右之かたまれども候
と有るく義にて不残は謡の其九しは備二字
取と存じ候へ申しは間定めて義敷も是宿まゝ申すべく
まてつかを御ゆるし候て東の方にて謡などが
御ことに申しは後日に承りし八は福勝寺文庫御中
徳言文の事へ切紙をつかまつるの義かうて返申

よりも相模守殿ニ意見し給ひて安房守憲実
氏政しゝ申されし其の通りにて候ハゝ此処よ福
島殿ハ是非に及ハす左様なれハ是より鉄
炮を打合せしと申して其の鉄炮打止ミ申けるに
也けるに福島殿の氣を取りて関東の諸侍方を
氏政公へ申されけるに左様の物語を申付大将ハ
氏康に被仰付処ニ北条氏康之御大将二万余騎
出陣して政氏ハ其の勢を大ニ催し給ふ又討人
の働りしハ遠く入り申すまてる事ニても候ハぬ
清水ニて逃ケ忍ひ給ふ政氏ハ比類無き事也

氏綱をも残す所なく申し候間ニて大将を討ち三
百余人討取申すにて候
一 右の如く関東表へ出張ると聞かれ川越城主
北條上総介ハ合戦相待ち居られけり上杉家中
難波田弾正ハ松山の城ニ御座て一手の大将
志村ハ自ら入申し襄切して引籠ハ久しく付御
家老ニ扱ふへし処ハ久保の合戦
難波田ハ其の申ハ其の合せて後変
氏政し仕る其の申て仕る事ニて下知
なし其の外氣を揉ミ候ハ

ひだりまへにいたし候処にて、みなよりの御意にて云々
御指上ケ候処、くわしく上候へ方を越し秀秋備を
平松尾山へ移し候へ陣を持かけ又々秀秋の陣へ付
従之秀秋陣をゆるて少人数を引て秀秋の御備へ向て
扨陣中へ敷に付御旗ハ後の図とて連れ松尾山
村藤へ通より秋旗を手をあげて一段に御旗の通り
筑前中納言の人数は笠をもって御旗を藤堂へ被遣之

一右同時に黒田長政方秀秋の陣へ御使
まいりて大久保猪之助と申す者手足なりて御使へ参り
奥平の貞治ともへ御ひそかに合戦を御しらせ候

当日より裏切の合図をいたし候ハゞ子細なき由方
一甲斐守ハ御陣へ相詰候ゆへ秀秋家老へ談合
ての上稲葉佐渡を以て秀秋も内通いたし候様に
之と云て稲葉の物主にて見届ケ候て後見人にも
さきだって秀秋事も是の陣へ合図の通に相互に
黒田甲斐守も一段合点にて候、ゆへに是のまで
筑前中納言殿も変じて味方に其の旨を伝へ之
此由を以て御直に一所に集め候て備後守申
より御陣へ指出し一番に今日御手柄にて裏切せ
秀秋方よりも合図の通に秀秋をもて大谷が陣

ところへ進退の程を見はからひ半途中へ合戦致候と
申候所に伴衆の侍共大将の陣近き所へ腰掛ましと
筑前殿勢山下へ押行候処大谷平部少輔かたより是へ
向ひ鉄炮を手合に一戦御座候ところに秀秋の使
者村上右兵衛と申者松野主馬か陣へ行き申
付候は只今合戦半に候間主馬事早々御陣より
より裏切致候様にと秀秋申候は左右に不及悪
名を末代に残すべき様の事に候哉家をうしなひ候とも
あるまじき事に候はゞ不首尾の事御同心不成候馬
かたく存候へは其儀に不及候と存候

なされ候御事に候と存知合点致し主馬申候は御諚にて候
家中の者を呼寄申候は東照宮へ一戦を可致事に于今死
致候所も無之と申に付右之者共は心底裏切の段被申
ま然らば合点不申候是非とも事に致し候に及ばず
主人の非を正さんは侍の道と申事に候て武辰
ま然りては当家の事に候得ば可仕間敷候との申
付られ主馬は大谷殿の陣へ一戦の人数を引連攻懸り候
わり入て平塚の人数にて責寄候へは家康
秋の陣へ引よせ候へは主馬も引取候
本陣近く相働候秀秋御手

播磨殿ハ浮田殿の利家か甥ニて以前より安國
の仕置を相談し其の事ゟの如く達て勤り仕
中ニ有候所ニ田中兵部少輔筑後守護職となり
ニ成候ニ付而一倍の加増ニて五万石ニて
て抱へられし処筑後守以後果て以後肥後忠長云へ
以後肥前寺沢志摩守殿へ…呼候て以後…
其之ハ仏の志之事ニ而以後又頭ニなり候
給し後ハ以前之通り迄ニ而居候て其事之
其の国の大名衆寺屋実ハ石田ニ而大方
実事ニ而も之へハ後々之うつらぬ感ニ仕る者

家ニ云伝候由也
一大野修理亮ハ十六日夜半頃浅野但馬守長晟ハ紀州へ弓て
中ハ小山ニ来ニ相之の様抱ニ而候ニ修備し候
ありしハ御事申しに合ニ付しゟて世候
者世なにて仕とへて八海音有様ニ而候
此事ハ南其山の御陣へ加へられ候し之義ニ候
多勢乃毛利秀元隊と其由ニ而ハ字喜多ニ而
の一鉄と之義ニ而之をなし候由致事ニ而
義ニ而此の通り候ニ而ハ今日ハ一働き不仕
て其所義ニ而ハ何とぞ上其中へ相加りし候

ニ申させ給ふ仕役として申けるハ今年も何事にも御証拠文
様なれハ事共にも伝なりけれハ福島の先手の事に申之
さわ鑓を見られ候の近辺に付御理ハ大きに悦び
けれハ馬を早めて福島正則の陣へ馳付申けれハ
当年の後平中納言秀家の手より家来の者より鉄砲刻
敵方人馬を引くに陰を押へて御理に大なる何にて引付
御理の仕をも又二三段を切くつし会所にて御理の方へ取
来り年寄の先手刀を抜き馬を下り敵の者を跳
切らんと致して寺付の所に足をとめ切付二の太刀
と振りて敵ハ馬より飛下り各者を取て門前に

給ひて後に御理ハ馬にて乗返し敵の首を取申か
速やかに見合一騎宛にて力及ハす
是非なく年寄を召に首を引なから御理に
打ちかゝり其首を取て首をも引て御理ハ
ちと首を年寄の内ハ御馬をはなし御理に渡す
元夜深く其夜に敷て候　内府公御機嫌以ての外
見へて其御手に付自身首を御実検有へし
男相と申けるに其外一同に存候て
との御手に付差出して一刻も早く内々御鉄砲の備
利生なく候て御理近国中にて之

右様体にて死骸ハ村肴へ首ハ此者共ニハ被為仰
下中処ニも検使之首を切ニ付三成の者共に
久ヶ成殊勝ニハ存候得共ニ御座候事ニ候へ
年来念仏を唱へて候得共ニ於其身は被仰
ヶ様の内ニ吉利支丹宗門の者なれハ生害仕
由付ありて最前摂津守ハ御理申候由
以前より仰付候而不承一切吉利支丹宗ハ生害仕らす
従者の候得の殊勝とありて三殊勝ハ指候が
預けておしハ三淀中納言をハ其方へ遣し候
とも其意を得て頼ニ付預置候

とある所に御座候首ハ此者共ニ被為仰付候まし
沙汰也御座候て遂に西府　内府公御理にて候ニ
既にハ三方関ヶ原表ニ於て討取し首實検
其外来る主分の首ハ此候ハ三条河原ニ
ハ候て後其外の首ハ内々仰付候首を
つけて其役の者ニ申付候寺村検使
中にも世上流布の四記にも其名の者共討
死候てなきとも其元へ被遣之

一　関ヶ原ニ而一戦の後ニ付大坂文三安国寺
物語りに備前正則六五月十四日被成候事

一福嶋丹波尾関石見長尾隼人此三人ハ以之外参
れたる家老なれハ此期の一戦ニハ御とゝめ致して
石田の備へ乗り切崩し敵を事ともせず摩宇
深き手をおひ候へ共命をかばひ申さず討死
旗の段之見合ける石田方へ一揆出し
る處ニ備を立ず敵の事も稀にしてかる人を出し村
中付敵陣の箱を見る方に候を立紀りて首を取
夜明方ニ如くて見てへくし正則方を追て御敵と
石田方にて六千之備ニ中納言秀秋之二万ニ及ひハ
軍勢を見て旗もと二千ニ余り候へハ其段別

なりてて家老丹波をおしけ急てハ石田がまとへ
とおりひしゆに候而中納言が備を切崩して
列て御ハ事ニおわしまして其時丹波を召て
やうやうとおもふ時ニ家老ハ其後の様態を見
正則ハ　内府ニも御旗先のうへてまち内ニ打出る
程ニとりおほせたりて打寄り敵をも追つる旅越
処ニ　内府の御旗押ぬへてはやましとその馬に
打家人ニ候ち中と合戦し自然左衛門ニ
ふ知ぬしても足軽をつゝかりそめ合をたしかめ
させらる事ニ来り合戦し御先ニ候ち中備を馳

思ひ寄りけるに付三人の者老たるも若きもなのりて馳向ひけるを正則
か加勢仕らんとするに頭かの周の者共[illegible]と馳込けるに
と聞三人の東者共も[illegible]馬を下りて手勢をとら
振り返し見返し[illegible]知らずに付て色をそて八人よ二
ケ所[illegible]立之て[illegible]剣[illegible]一同に
実負りし人々は彼家[illegible]共[illegible]来りて打戟衛り
よ来たりも[illegible]人の中[illegible]立之けの浮田方ハ大
人数を味方に流して後軍に下知[illegible]立之政則
島左近も[illegible]沈[illegible]御さん[illegible]政[illegible]前を切見
げと[illegible]死[illegible]退[illegible]大吉[illegible]知[illegible]政二人の

事も有るハ[illegible]馬に寄りて立揃て大名
退治[illegible]言葉[illegible]押返して[illegible]
役[illegible]付[illegible]一同に実負[illegible]付御家
勢十間斗も[illegible]又実負[illegible]手勢に
立之て[illegible]彼軍[illegible]来て追討に付
[illegible]事[illegible]物浮田[illegible]正則下[illegible]切崩
[illegible]此家[illegible]処後[illegible]取
[illegible]関東勢の中に秀家[illegible]中[illegible]進[illegible]
[illegible]之[illegible]残兵[illegible]子細なくて政則方へ立退
黒田長政(甲斐守)[illegible]役[illegible]彼家[illegible]物[illegible]

みえたり関東一統の刻石田三成か佞ゆへハ國家もすたれ
追蹈しけれは此故是よりも此よりも皆之
加藤嘉明田中吉政二手に揃て本多忠勝中村丹後
黒田長政なとも小西行長宇喜多も佞よく一切其
中にも西へ枚挙せしにて日本東西此所に
双方共に及びハ大軍関東へ集りて九月
十五日夜より刻限にて下りて大合戦始り已に関府
分より籠城の行はれしとあらずして合戦と申
義にて日本中の籠て家代末世の大合戦にて其近の
軍より人ハ旗本とも中にも籠之様がちに退けり

て敵を防ぎ籠しそこのきの事なれは佞之進退ほどなく中納言
定之宇方八方へ敵を退り其大将事なれは云く佞て二十
向ひ敵の勢ハ振刻中に強く驚き此れんてま也
なる義にて人ハ前之所存の所に関ヶ原ま也是之所
より大将島津兵庫頭中西へ南へ備を破の路をさして畫
攻けれ之

一 筑前中納言秀秋ハ八千余人数を二つに分ち五千六
百の先手をもつて二千を鑑して定て松尾山にて
押おろし六百挺の鉄炮を打掛るや大谷刑部か先
陣平下山城大谷大学と白頭を発し平塚因幡守か

ましへ押寄りしに大谷か人々命を捨て
働きしかとも既に秀秋裏切の上一度に敗色深し
以の外に[illegible]して打負けれは[illegible]平塚因幡守
つらぬいて馳廻りけれとも大谷かちからつきしかは
[illegible]絶に成り討死の[illegible]を思ひて戸田[illegible]
[illegible]て一[illegible]脇坂中務朽木小川赤座か御味方と[illegible]
[illegible]搦合に寄せて押寄りけるとゝんて秀秋の兵共
さんさんに返し[illegible]に夜[illegible]
人数も[illegible]大谷平塚か[illegible]八二方
郎[illegible]小勢[illegible]

て敗色に及ひ平塚ハ小川土佐守か家来樫井太兵衛
[illegible]に討れ戸田武蔵ハ織田河内守長孝に討れにけり
于時大谷か家人湯浅五助と申者甲首一つ門下
[illegible]馳帰りて岩陰に向ひ秀秋の手にて[illegible]
脇坂朽木小川ともに皆[illegible]高名[illegible]
[illegible]軍して藤堂仁右衛門[illegible]
[illegible]にて[illegible]
[illegible]又[illegible]首[illegible]甲[illegible]
[illegible]
[illegible]首[illegible]

かくて又西軍も開くとぞ見えし　吉隆は近習の者に向ひ
日頃は任せ申しかども　汝はよくよく云捨て首を手に取り
恥ありければ　我首を敵に渡すな　我死たらば
我首を隠すべしと仰られければ大谷が首をば三浦喜太夫
介錯して吉隆が首を包み深田の中へ
埋み隠しけるとぞ

大谷最期の節中村武府湯浅同様に及び平水
中納言へ言ひ付て関ヶ原一戦の刻大谷刑部は鳥
毛を植たる甲をかぶりて馬上にて後を切れと書
記しは書物を考ふるに見えける所にて於にはざる

首をかくしたる事は西軍の中にて一向に藤堂の家より
家康公刑部が首を見たく諸人に尋ね給ひ
其後も尋ね給ひて首を隠しける所を尋ねて後に
不存の由にては不承知にて甲を見ると申上る
仁右衛門大谷が首を家康公にて知るのみ其刑部の側
近く寄りて付たる首を見し所にて向ひ被
其の者を以て任り刑部を申し付かば藤堂氏
小性の湯浅に任りするを頼み申しけるに湯浅五丈
の者にて此の首を隠し置かば其者を遠く殺しに
実は山中の首は湯浅にて候此家康公松尾山の

秀秋ハ人数を以て上へ懸り候其兵ハ先
手に在陣の方を付後より取かゝり
来る故秀秋も一同に在陣し合戦始りて大
谷か陣へ押寄大谷刑部もあひ戦ひけれ共人ハ少く大勢ハ
多く大谷か家来共ハ山中にて討死し大谷も
腹を切令死亡其外平塚因幡守戸田武蔵守
なと後世まて名をのこしけれとも
因幡守ハ御味方に成へしと承り木下山城大谷か
戦場にて討死す敦賀へ帰り城代蜂屋市右衛門と
籠城の事をも取繕ひ兵糧をも調へけれハ

かへらんと思ひける所に人数を出して大坂へはいかにして戻
しけるそとて今度秀秋の振舞にあきれけれ
内々山城守も打果し大谷ハ大坂方陣にて秀秋の
為に死亡仕候也又内府御旗本之

一 浮田中納言秀家之手組の備共ハ悉く敗軍
仕へ元旗本ハ崩され旗本ハ退き
かゝりけるに付秀家も人数を少々引具し
あれハ旗本のみにてありけれハ　内府ハ御陣を目当にして
押寄一戦とも思ひ込たり討死をとけ給ハんとの事にて
康政を押とめ島左近なと従へ御旗本へ討かゝらんと

させ何とぞ様に秀次公を押へ下されは御身の遁所なく
しかれは今般又大義をおほしめし立とも不及之義と以て平安之
秀頼公の御為に有之の事にては讒訴に謀られ給ふへく
味方也依而早々及び付給ふ御討死有へく候而
此らを御年より小坂にて式部と申に御井伊被仰下り
一 さて高野山の城に病篭せしにて候ては
関東より後大名衆へ上意被仰渡候之
下されし儀是に高野の御書にて二つの衆御一同申入
慈悲を付けく之附出羽守共の外御一戦衆
無之と申す処をの下にて末代まての名

迄有て下され候処に只今参る事にて候に付討死と存候へき
御親衛の者とも尤も無及遅々謀叛被仰出之
公秀頼公を思召被下ましくに付譜代の御方人斗
際分召と流浪仕候高野山へ御籠あるましと仕候
に付我等儀は秀頼公に忠節仕候も早々高野山へ
参上仕と存悲ひて京都へ上り又々大坂へ下り
ありの内にて私に於て武編者へ立寄の後一番
以高野山の城と御退き城の志積
まく又へてある兵糧ある大事之所之城下の町人
迄集め置き入込て乱暴以てんく段体との義と

取りこもり候処御中ニ堅め置候ニ親しく候ニ拝借乃
亭御もち之て中村式部少輔二月廿八日御陣ニ在
城しよせ候義と明け渡し候事秀頼公の為と
中納言後度又葉御用捨之ほとして大坂ニ籠
城致し候者内大坂御方へ先手衆柏原
仕置致しにて并村備前守浅野因幡守之
御しく遊ハされ候ニ付中ニハ立花橘殿にて
去衆ニ付ハ候の事ハ候のを存ニ候か家衆
ハ存候て御取次の中ニて八幡一の者を相乃
下へ剥(?)鉄炮方ニ長之をし定て負を持て来

存ずるの由て御座候之と申ニハ旅粮返答致し候とも
徳永法印ともニて中ニて八十ニて御家老乃致候る
事ニ候ハ指揮候はん是又本村西尾之
一石田三成が人々ニハ刑部少輔元并の所
内ニ黒田長政之一手ハ先手ニて佐和山勢と戦
だりて是非一戦ニ取る先手之ニ黒田甲斐守
旅先御出て合戦是非ニ付候と鉄炮を
なげし候ニて中村石田が如く鉄炮迄伴乃
鉄炮ニ中り落て相果候由又佐和山
勢是と申ニ御長政の一手ニて候

細川忠興ハ加藤嘉明田中吉政等と関東勢と一
同ニ裏切りし秀秋か家臣も藤堂高虎有楽脇坂
朽木小川なとも一所ニ大谷か陣へ切懸りしく
後ろより式部少輔ハ是も加ハりて見る所ハ田か陣へ突懸る
戸田武蔵守平塚因幡守同大谷小川十郎
なとも返り討ニ討れしか[illegible]一の[illegible]多く討
死致し[illegible]大谷の[illegible]敗軍に[illegible]なりし
かされか[illegible]し[illegible]も支[illegible]仕り[illegible]
軍と戦ひ[illegible]追討仕ると三成も戦場
を逃れて落かりしを[illegible]田中兵部

ともに生捕れにけり
一 小西摂津守行長か勢ハ一戦の初より勝負ニ合て
[illegible]を[illegible]ける中ニ[illegible]ハ一戦も[illegible]返す[illegible]
[illegible]一戦の利を失ひ敗走[illegible]小西か[illegible]
[illegible]ておりて[illegible]後退して[illegible]
乃[illegible]とも[illegible]三所より[illegible]
[illegible]の陣ハ一所ニ集りて[illegible]
[illegible]と[illegible]合をとりて[illegible]ハ一度ニ[illegible]
[illegible]の[illegible]二の[illegible]と[illegible]
進てハ[illegible]小西か[illegible]ニ任せ[illegible]

使をいれて関東方に注進す人積りけれは右衛門か大
上の数軍とゝこそ。夜前より頂すかとも多の四方八方
より差遣され中村小幡か兵士等数人きりて場所にて
兵使とともに千余人平井に到りて陣中へ夜前より
中村に長尾大に合せて馬をとゝめ出て味方打破
平井の陣中に謙信と上杉かへ陣中へ入近辺に兵
悉く寄せ数せらし大に手を揚んとするに竹入れ
るこそ物をもつて混乱しなりし兵に謙信かたく家督
前まて中に此時関東一族の村小幡か旗をもつて
其御中中か乃ひ出して大に乃たく実家と扨て入部とは

しかるかとも後来浪人共に今度数度軍をし
存命ありとも関東一族の内のとかく敗れし者共も敗
軍を催しける義もなく無事に治る国主成事は民
道のことは不乃義に依りて世をとらんとては先以て諸侍に元
村の内に人数多く召して頭民を扱ふ事是不乃ありしか民
きこえしは万事とぞ見え言をしても抱へ集まり言ひしく
召抱て関東中の士を取ても名を立て後の為にとぞ
是の見ての働きを致し見て存在の義を是とも是迄
送る村々北をもおしうつして上の手にかけ見なし尼ヶ崎にて
此知行召抱の此事に付候の本をもつてとし中々義を

無之ニ付て由知参候の侍とも高名の給をあるへく
右様之事を疎遠に存候て其の時しかと定置て
事ともなくて下々も所々にて様に被存、無之ニ付多能に似合たる
足人若党被召候ハ、及中に大名衆も其富貴にハ諸人
多く持候而分外無之由、谷備前入道知行被下、親甚
新八郎候のよし、永禄元年ニ三のかくいり仕候と
書留し也
大谷備前守相津当所辺之の地侍にて覚へ之
右にて関東ニ一銭の三郎ハ、小四郎に上方勢に有之也
浦井参長能力候、同所の三郎ハ和歌にも秘中へ

如何候て、色田大隅守殿右之由大坂陣
乃御ハ秀頼公へ御味方大将として左候の衆
又桜井一銭の判、紀州太守ニ渡ニ付ては相知
候ける、其跡に永禄元年新右衛門、加藤甚兵衛
長宗我部右之相子、永禄十二年浪人
右同じ浦上寺に居候へ、新保出羽守、其後有名とかや
紀州紀和歌山にて討之と云々
一 浦井先庫頭殿其外之へ関東の住居押付
拾銭の刃ニ寸、井伊兵部少輔殿ハ松平下野守殿
肖ニ中仕付候、格別貴人に候て家中被悪

もとよりの外に御所方に手負討死のもの多く切腹する
者も有けれは敵もさすか猛勢なれは敗軍有ことなれとも
義弘元来剛の者なれは従て幕下の兵士の義を
中々返す之陣中へ乗入まてゝ総御所へ見
ニ方勢も敗軍して落ち勢も大半うたれけれは
然ニ義弘ハ最期の一軍して討死可致と思ひし処
杉乃勝憲中務少輔豊之入道平井道見入道ら
左衛門佐とハ立退て是ハ徒士卒を捨三騎にて
討死と覚悟して御所方に打負てハ自然の
心ならねとも何も能ハれ此所を退き候へと申

しいさめけれとも義弘の又えきゝ入て引退へしとも
せす討死忘れたまひ盛淳と申者勝憲と左衛門
義弘と合戦して討死仕たる所に義弘ハ戦場を
近去去我ゆへに一の山中を捨て右之河原へ[illegible]
の人大人勝ひいる事人命を散けり付
右の人の前中とさうし〳〵にも[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

落人と号し、百姓之方へ年貢以下を取ものとして
よ向ひ候ハヽ、悪く切捨、前よりわたし、道理よ
並ニ定めなく、今人を失ひ搦めとりて、科のかれ
搦付候者より、手負人ハ殺害人と、わざと殺ニ
被人等を夜討し、取より申事あらハ、落居
可申ものなり

一 在所(?)之者より、喧嘩(?)見付候とも、軍勢悪く候ハヽ
付て、かの相合鉄の物、さしと寒き下々の事ハ、科あるへし
くしと近所(?)之者、追討候しはいつれも追て後之
ても、旅人のか(?)、縁者まで、是非によらす

くれ(?)見之儀ハ、か盗賊の計ハ、兄弟のとも、殺害之追落之
事并ニ供之者にいたるまで、科人の財宝之事
追討人等ニハ、さし置きて、盗賊を自身にても打（?）
出し、追討の者よりしては、申付て科に付
家中并ニ在所追之者、追落のはりひとしく、下人等にいたるまで
そもそも悪人殺之一類ニ付て、其科ニ
ほとすりまいらせ候ハヽ、盗賊の子孫らすれて
萬（?）諸事并ニ甲冑とうへ殺しハ、殺害（?）人ニ
其の身ニ自ら（?）之財宝と、其身之科ニ
とらす、右の二ヶ条の義を持ち、二ヶ条ニ於て御判

例定の中にも以難儀御座候へハ悪しくて故なく勝ハ
一万事に功者なる者之と御座候而者之候ニあり
実不実ハ不存候へとも義理を以て此書趣を書
置候ものなり
一 逆徒方討首不死亡の者弐万八千人余以謀方未死
の人数三千七百人余其方之義ハ四説の義にも
記しある之諸人の口々にも申伝へと申にや書記
申名る義も無之候也
一 軍終而て以後諸大将衆被参て御床机前へ参り
御ゑかうれしき由也一銭にも以播利とも申置候に播磨

まいらせ候處ニ御申候ヘハ一番鑓之首とて御感
不浅しかる所合戦之中にても兵之働は名乃
勝れたる者なりとて其時は御ほうひ被下被
其上一同に御仕置なされ候わ御岡有来来子息酒
守と同じ所にて石田が與長蒲生源氏が首代
家来中にもりよすこし御前にて被討首を詰残置は
三歳の若年蒲生源中の首をとりて御申之候ヘハ
忝御感なされ候御言とはそれ程とに御仰付候之
其所にて候之ハ以御前とは御手にて渡候ハハ首取来へ候
弘ひ候へハすなわち様と甲斐に候を三色ると

中納言とも御ゆるしありて小松中納言とそ申ける
当時かくいひしかはりよかれとおもひすまぬにはや
村越茂助殿御中納言秀秋を同名殿に召す
しとせの後にや康政より内府に申てはかり給
かゞり御出の時ゑんゆう申をはしめ中納言も
所被之にや大の鉄砲をもて立かへれは向後
送状をまいらせられ皇田長政かきこれ
今世の事秀秋は其の事仏を頼よりの内府
長政いひつかはし石田三成の居城佐和山に御旗
ほとなく秀秋にても候て御城と見え

さる程に秀秋ハ有合せへはやく参らるへし
其上に中にも秀秋ハ申上てハ相違なし
之にて治部少輔のより御使として御腹中
将として秀秋の陣に付て入道ありとも
大谷の遺世の流れに注進の後ハ申入
みつからの挨拶に佐和山の城攻の事
秀秋へハ佐和山をせめるよしを承りて
江戸へ黒田長政秀秋の陣にて子細ハ
秀秋岡山にて仰付候に秀秋の陣を
年若にて有之子細も申上候て

秀秋の侍方よりハ兼而より心の義ありて一揆ニ成
計ひ給ひしを有ゝる義を親父如水分長政
の方へ是迄さまゞゞ趣にて秀秋侍臣の歳代
政は後悔いたし候ても難叶義とて長政へ
私ニも申付て候得共て候ニ　内府公御中へ能可
不取として之節ハ秀秋事ハ兼而の忠切
不宜よりして一段大閤の御恩を忘れ逆心
重ね候てハ既に秀秋の為ニ執着ハ無之して
居候てハ御役申分ニ家来方へ是迄の様ニ付大
谷刑部と申様して秀秋ニ無之と云ありて

嫡てびゞ御家の守護と頼みしハ大恩を忘
相求ね御座候ことよりて遂るまじき逆心ニ
一体あるて侍人が城の為めの役をも欲し候
乃御守居よ若気にて我等四人の者迄と攻殺し
兄弟よ然て後悔致すとも己ハ可及と絶えれバ
秀家ニ成の軍と一同ニ秀秋をも今成守
方ならと云ひ定めて我義ありハ是迄ありてハ
義正の内を御仰候て長政などと既に御忠節
ありとの内へ約の義ありハ御身の大切の事也
一打との働きありてハ不申付候而も極て在方へ

中途より長政自分の侍まで引つれて〱ごとく殿
処より其合戦にも先にすゝみけることは天下分目
のかつせん小早川秀秋のうら切へ及ひて長政まで返
忠をさせし事由緒の功は別段の事なり　内府公より
感状給ひて奥平貞治にも討死を致し候て法
たまはり分りと是を聞せ給ひて其後長政氣
のどくにおもはれ候それより秀秋の為におもはれ
大の通りより長政とも御心にて假りの名にて六ヶ月
佐和山城攻の時は後藤又兵衛に其所付姫の
是非に一段秀秋の陣所へ遣し候

おもひしてくれし事は武功の四ヶ所の内の書面には相見へ申候
ことに大垣より関ヶ原の中山道の中ほどへ出張の節をも見候
書面には関ヶ原の陣所の為合戦にも相見へ福島殿に
在之上に後黒田長政へ其上の節猶々申候
右の条は去る宿を去て後之路を黒田氏
節に其次第に付其時に大坂方石田方大野
往来なる処へ出張の事は石田方にも別精致
さる関ヶ原合戦の時と云書にもかけりせ
又その上には御先手の人に御免の旨を申上候
合戦後の佐和山にて関ヶ原にて一戦の時

とはへんぜんとへいまかすること場へ中らことそちる西へ向て山陰に
とゆえくさる事なれはめんてうとなりけり申されし
川合吉下りは安くつの遠ひは相見へ申候まゝ
大将は御遠慮あつて随分よく記しおきてかゝる
兵を引つ経れ候て書面の中に太こふ御遠慮と
申されし事あり子細は太閤の御両中にも御はた
所て其時代の御旗大名の中に加藤
福島清正池田三左衛門細川忠興をも七人衆と名付
三成をとらへしめ大坂にての留守にて火を出しいたし
一篇にて　権現様の御ことは人を御殺成されし義

ともに天下の御為を存じ候て是非なく殺害いたし候儀と存じ候て御
七人衆の中にも御分別ありて一同に御入魂なされ
ましまして　台徳院様にも御年若に御座候
ゆへ細川越中守忠興を召され御使として
出され候ところ其儀を御聞入なく　権現様御頼成され
あるひは御縁者の池田輝政を頼み七人衆の義をも
一同に御入魂にて御ためを存じ候て御介抱
そ拙者など存じ候へ共御取次進せられ候義共之外
御座候に七人衆の中にても御入魂にも御座候
かくの義を存じ此下にて今度の所を御取りも御感有之候

ここ方取次の義ハ子ミ様までもいゝ誹意扱同
被と仰ら御中にも御悔にて才白ら執ひてる石田の
治部少輔ともいけりハ、ここに具足の上常にいすし
それもとたま之ハこゝろの事とそハ、るる者文之七人衆
内々清正幸長ハ上国にて猶ら六人列候の中に
被て幸長井と両分にて候はゞ必定之ゞ申もて
遂ぼ候ハ、三之方き出物ゞもとん御中にハ内府のみ
御代の番之と大坂方の中にも大津和石弾正少弼之
太閤秀秋　内府公へ此旨とへ申ゆ候とも傷
にて於て福島左衛門大夫正則、黒田甲斐守長政へ二年ハ

ハ今日大会議　内府公の御利とハ中々なかりしハ生さ
公方将軍にも候はむ人なれども、このたび中納言
ともにて官位をもし御ゆるしありて秀秋をくわへて
中納言にて候。　内府公へ御礼之ためにまゐ
らずしけれ、三ゞをもて御近付に及ぶ
風聞ありて被にてハ三之とりて御申には長政歩
されんの事にハ奉行衆の分合にて御申しハ
於御方近き人ハ正則ゞにて、ミなれハ実文ハ三
元の六月頃白ゆにて、ミ鑓も秀秋を遣し
殺しへとして正則ニ申し大ハ関東の御陣

源於義長秋文武相殿へ稲て手寄は意見一統乃
謀をも執権にて申させ御中にて承り給へて御承
知あるへく

一 播磨守康貞は摂津守にて三枝此氏山名入道
あ入道には従兄の中より出更り候得ける女人に
よしと拙者けれ存ずるといへども山名衆御一氏は追ひ
下さる御さへ従弟合戦の勝利として是より出る近江の意を
上達し候ひとも御前に出ずは女人たるべうて候て底ほ
家督し御付道中と思ひ我等にしても事成すべう候
中ヒ将てこそ義中に於て八州人とされ候ある女人

家ハ中の底意実情ありし御前にて存じ候ヘ共たゞこれ之

一 御前にて東は何にても候は法中と見ゆへくる之ハ只乱被
乃ハ五常しめ候は今夜我と申しそれもへ致たくへハ
内府公に申しつけられ御一統のたち御宮へとりとも候得ども
言ふ従人として大坂より差遣されて妻子方たち
東方にての有り面合候国は安堵されかたう存て我等方へ言ひ
ありたり妻子方よりは当年は一両ヶ月安堵の上にて
終て御国の様式をとへ執行ひ下知してハ候て披露也
しとあり

此義中村式部少輔殿三ヶ條大事ハ第一ハ関ヶ

東山一統の御作法にて候ても善悪之事ハ不及申候様ニ御座候
二ヶの心も無之候ゆゑ内府公大のざうくかう御付
御ま迄り拘て善悪ハ事を取計ひ給ふ為に而参候
内府公の御ためと皆顔ゝ随ひして見へ候ゆゑ
我等斗にても無之大の御ため思ひて居申候
後ゝ之を存候へく事にハ大将の一言にて八
大切の義にて御座候事ニ存候と兼りて演説
同席の者へ大学頭申渡之

一十五日関ヶ原合戦場にて内府公馬ヲ被立候所の義に太閤被
出候て御陣ニ随ふ小屋の上之仰ニてゆくへく

御本陣ニ御帰り被為在候上ハ各ニ御祝儀ニ御対面遊被成
御事とも仰出されけるとそ

一十六日早天ニ内府公ハ小関ニ御馬を被立江州
山ニ御陣を居させられ筑前中納言田中兵部田中
を被差向候ニ付依而井伊直政本多忠勝も攻かゝ
二ノ丸ニ攻入佐和山の城へ押寄石田木工頭
数ハ大手より責入城ニ火をかけ候而自害して
ありしに依て落のひ候者ハ筑前中納言の手ニ死人多く
其之外ニ稲葉平右衛門老夫婦を城へ入置候
候とも不残城と御座候事を悔みて

勇力とをけることこそ見えし黒田長政の家人後藤又兵衛長
政の命に依て傍より[illegible]出し鎗の鍔[illegible]に[illegible]けるか
共に之を防て見る[illegible]又籠りて一働いたしけるか是にても秀
秋の兵其先を折られ柳並ひに頽れにけり扨秀吉公ハ豊
[illegible]にて[illegible]を[illegible]とて之を[illegible]しに三月の晦日に至り
小倉表充[illegible]とし[illegible]八[illegible]を[illegible]ハ[illegible]迄に十七日未ノ刻
下[illegible]へ[illegible]に付[illegible][illegible]なり虎口を[illegible]城を[illegible]
一[illegible]に[illegible]して[illegible]に[illegible]城中[illegible]の[illegible]落
山田[illegible]に[illegible]事[illegible]中[illegible]軍[illegible]致して[illegible]の
城中[illegible]大軍にて[illegible]て[illegible]易[illegible]致して[illegible]

安防[illegible]と遁[illegible]に[illegible]之[illegible]付三好[illegible]又隆景
石田木工頭人数井伊直政の[illegible]とて[illegible]
城中[illegible]人の命を[illegible]に[illegible]親族[illegible]
[illegible]を切[illegible]中[illegible]付[illegible]通に
に[illegible]隆景[illegible]本[illegible]宗[illegible]高
[illegible]切腹致し十七日辰刻[illegible]山の城[illegible]付
刈田[illegible]陣と[illegible]大友の城の[illegible]
[illegible]丹波守[illegible]之[illegible]
致[illegible]八大隅[illegible]秋月長門守[illegible]
寺[illegible]三人[illegible]歟

則仕候ハ是を以も弥々弥九郎を先陣ニ為る福原太郎を
をとらしめ候得ハ猶以谷井村の筆を悲しく結果ニ思
召且平大郎殿ニ随ひ申候ニ付中間の中之井伊兵殿ニ候
趣を申上けれハ安人のしかるへく仕方ニ候と存し候と云
候之五月十八日相良秋月ニ而福原弥九郎佐藤左衛門と云
福原弥七郎を討取候へとも元申ニ付而ハ不申来候而続谷
中村文子か承り候と相良秋月申合ニ而二尾左衛
門并丹後守出候ハ其内西尾豊後守方ニ居
知候ハ是右の三人ニ中村一学津田大学亀人
数を合せ相良秋月ニ而福原を先手ニ而弥九郎を

敵国ニ一同ニ攻入しかば福原自然と退り下知をなし
し城を出てし訴し中村津田か海老楯を
沢田勢にそ向ひ物なく数多の手負をいたし候所ニ
西尾豊後守討取り候に付て同兵三万福原勢を破り
入るまてに道を遮り大敵を攻め候処に朝継か敵を
仕かけ中村大隅守是を西の方井伊直政の方へ之の
なりしかは中ニ而文字道を遮り合戦に及ひて然るに
此方へ而福原勢ハ二成道を続けたりしに付之
之ニ天保将兵として勇気を見せて一同に懸り候に
切腹仕候也

一日十六日晩方　内府公草津へ御陣を移さる處
勅使として向ハ宣旨勅定の趣ハ此比の表におゐて
此中有徳の者ども和世として風説仕候由に付而
於て江府能く今度之儀御理被仰候ニ付
御和睦の儀ハ尤とも仰候へとも御返答の所
相叶ひて国家の事之とし申合候而御承引
大坂秀頼江も申含られ候処十六日ハ大坂へ先陣し秀頼の
母堂淀殿へ一向公方家秀頼を三歳と申し御悪逆の
輩ニ合させ秀頼の命として諸大名を召寄られし故
と兵ハ下々上の企にて候よしの付天下の騒動と成り

此ゆへ去る十六日濃州関ヶ原にて一戦を被遊候
逆乱の輩悉く切腹し此度の儀ニ付秀頼公の
御判並之書状ともに能く見へ候ニ付先年ゟ仕業
なる故之ハ秀頼へ対し逆心之まゝ候へと
此度の儀も尤とて奥向の者共を召し
諸大名ともへも仰付秀頼公大坂の城中
在陣し之條申付候て淀殿大きに悦び候へハ
ともかく此度草津の御陣ニおゐて左様之御
入仕候ニ付而和議ニ相成り候而京都の
様子も御心得に候て御進発ニて関ヶ原

事ニ於テ被軍付候也 依右於京人たニて有之候
二三万以来之洛中へ入込候ニ付中町屋へ押込狼藉を得
諸人迷惑之仕合ニ付此旨申上候ニ付、入込之屋へハ之急度被仰付
之候ニ付其之節申上候て 奥平美作守被 金○之○也
所司代の仮役のごとく被仰付候而大仏御元にて
猶猶在京之事ニ付 黒田甲斐守 池田三左衛門尉 後京変
洛中之義ニ付洛中守護の為人数被差遣し候処
相ニ被仰付候、又右猶後々の役人として大久保
十兵衛加茂之儀相勤候、又人数を以て相勤候右被仰付候
相又以て稲葉丹後守之尾大将元ニて仕候当[illegible]遣度候也

加茂河原所ハ大三人の衆ハ大津の八町より書出候を代り
之間ニて関東之方衆ハ徳軍勢稼りより之方へ在陣之者当り
候也との旨被仰付候事
大の津より永京衆ハ陣刑にて被仰付候得共
四郎右衛門へ人出して草津ニおいて被仰付候年村
二年八月 之
閏月十日大津の城へ陣を移され候て

日本政府図書
内閣

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan